

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番26号
日 本 E R I 株 式 会 社
代表取締役社長 中 澤 芳 樹

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年8月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年8月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂八丁目10番24号 住友不動産赤坂ビル1階
本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.j-eri.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎節電のため本総会は、クールビズ（軽装）スタイルで実施いたします。つきましては、株主の皆様におかれましても軽装でお越しいただくことをお勧めします。ご理解とご協力をお願いします。

(提供書面)

事業報告

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による経済活動の大きな落ち込みからは着実に持ち直してきたものの、欧州の債務問題による金融不安や、米国での景気停滞懸念などもあり、先行きがやや不透明な状況が続いております。

建築・住宅業界においては、前倒しで終了した政府の住宅支援制度が再開したこともあり、新設住宅着工戸数は緩やかな回復傾向となりました。また非住宅の民間建設投資においても同様の傾向にありました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保検査業務、長期優良住宅業務などをワンストップで遂行することにより、他機関との差別化を図り、これまでの増勢を維持してシェアを伸ばし、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の耐震化、省エネ化、ストック活用への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

このような環境の下、当連結会計年度の業績は、その他の事業は減収となったものの、確認検査事業並びに住宅性能評価及び関連事業は順調に売上を伸ばし、売上高は前期比8.1%増の11,289百万円となりました。営業費用は大型建築物の増加に伴う適合性判定手数料の増加等により前期比5.6%増の9,969百万円となり、営業利益は前期比31.9%増の1,319百万円、経常利益は前期比25.2%増の1,310百万円、当期純利益は、前期に税務上の繰越欠損金が解消されたため、税金費用の増加があり前期比4.5%増の702百万円となりました。

なお、当社は平成24年5月24日に東京証券取引所市場第二部へ株式を上場いたしました。今後とも企業信用力の更なる向上と経営基盤の強化に努めてまいります。

セグメントの状況は次のとおりであります。

確認検査事業

新築住宅の分野ではこれまでの増勢を維持してシェアを伸ばし、また、大型建築物についても順調に業務拡大した結果、売上高は前期比16.8%増の6,253百万円となり、営業利益は前期比667.1%増の416百万円となりました。

住宅性能評価及び関連事業

住宅エコポイント証明業務は、政府の政策が7月で一旦終了した影響もあり軟調でありましたが、住宅性能評価業務が順調に業務拡大した結果、売上高は前期比4.5%増の3,332百万円となり、営業利益は前期比5.6%増の778百万円となりました。

その他

住宅省エネラベル審査業務等は順調に業務拡大しましたが、住宅瑕疵担保検査業務及び構造計算適合性判定業務等が軟調だったため売上高は前期比10.3%減の1,702百万円となり、営業利益は前期比40.0%減の125百万円となりました。

セグメント別売上高及び営業利益の状況

(単位：百万円)

	売上高	前期比 増減金額	前期比 増減率	営業利益	前期比 増減金額	前期比 増減率
確認検査事業	6,253	901	16.8%	416	362	667.1%
住宅性能評価及び 関連事業	3,332	143	4.5%	778	41	5.6%
その他	1,702	△194	△10.3%	125	△83	△40.0%
合計	11,289	850	8.1%	1,319	319	31.9%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は75百万円であり、主なものは住宅性能評価申請書作成支援システム24百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として金融機関から資金を調達しましたが、当連結会計年度末現在の借入金残高はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分 (単位)	平成20年度 (第10期)	平成21年度 (第11期)	平成22年度 (第12期)	平成23年度 (第13期) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	10,126,460	8,975,958	10,438,345	11,289,002
経 常 利 益 (千円)	187,729	478,179	1,046,952	1,310,702
当 期 純 利 益 (千円)	264,497	524,877	671,800	702,248
1株当たり当期純利益 (円)	34.13	67.72	86.67	90.21
総 資 産 (千円)	1,960,871	2,475,775	3,887,894	4,272,942
純 資 産 (千円)	532,498	1,058,745	1,683,150	2,169,981

- (注) 1. 第13期の状況については前記「事業の経過及びその成果」のとおりであります。
2. 第10期につきましては、事業年度末日の変更に伴い、平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。
3. 当社は、平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当ありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ERIソリューション	80,000千円	100.0%	不動産取引等におけるデューデリ ジェンス事業等
株式会社 ERIアカデミー	50,000千円	100.0%	建築士の定期講習等

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、東日本大震災からの復興需要や政府の各種政策により、国内の景気回復が期待される一方、欧州債務問題等による海外経済の動向や電力供給不安などといった懸念材料もあります。こうした環境の中で当社グループでは、民間非住宅建設投資は、東日本大震災で被災された企業の工場・倉庫などの生産系の設備投資が進展し、被災地域の経済復興への取り組みが本格化することを主因として緩やかに増加し、新設住宅着工戸数も復興公営住宅の需要とあわせて増加するものと見込んでおります。

こうした需要の取り込みと、「高品位で高性能の住宅へのニーズの高まり」といった最近のトレンドに的確にお応えしていくことが、グループ全体で取り組むべく課題であると認識し、具体的には次の4つの取り組みを実践してまいります。

- ① 確認検査業務における、1-3号建築物や大型建築物の受注増にむけて、既存顧客との関係構築を深化させるために、申請案件の正確かつ迅速な対応と、本業界の信頼性向上のために実施したアンケートやヒアリング調査結果による「顧客の声」を再検証することで、必要な見直し改善を実施してまいります。同時に、新規顧客の獲得にむけては、業界トップのシェアを堅持している高層評定業務や株式会社E R Iアカデミーと連携のうえ、お客様のニーズに即したオーダーメイド研修を実施するなどのアプローチを展開して、シェアアップを図ってまいります。
- ② 戸建住宅の営業基盤強化にむけて、住宅性能評価業務や長期優良住宅についてWEBサイトを利用した電子申請化を積極的に促進して、申請者の利便性向上と効率的な審査業務の推進と審査体制の構築を図ります。また、住宅の省エネ対策へのニーズが拡大している現状を踏まえ、注目度の高い省エネ・環境関連分野について「省エネ基準適合義務化」への動向と「認定低炭素建築物制度」といった新たな仕組みへの準備も進めて、最新の情報をタイムリーに発信して、お客様のご要望にお応えしてまいります。
- ③ 国の新成長戦略として、国土交通省が示す「中古住宅・リフォームトータルプラン」によると、中古住宅・リフォーム市場の規模倍増にむけて、ストック型の住宅市場への転換を図るための新たな政策が、本格的に打ち出される期待感があります。当社グループとしては、既存住宅流通の活性化とともに今後も拡大が予想されるリフォーム市場を新たなビジネスチャンスと捉えて、既存住宅診断、耐震診断、リフォームインスペクション業務の体制整備を積極的に推進してまいります。まずは、株式会社E R Iソリューションによる三井不動産リアルティ株式会社との業務提携を軌道にのせて、既存住宅診断、中古住宅流通事業、建物調査事業の普及促進に注力してまいります。

- ④ 組織・管理体制の整備では、経営環境の変化に即応し、柔軟で機動的に対応できる組織を目指すべく、当連結会計年度中に経理財務部を経理部と財務部に区分けして業務区分を明確にしたほか、確認検査本部内に訴訟や審査請求等を専断的に対処する確認調査部を新設するなど、コーポレートガバナンスを強化しました。この他にも、目前に迫る少子高齢化への対応として、円滑に世代交代をするための技術の承継と優秀な人材の採用と計画的で戦略的な人材育成プログラムによるスキルアップを实践して、当社グループの技術力と業務品質の向上を推進してまいります。

なお、当社は、企業の信用力の更なる向上と経営基盤の強化を図り、企業価値を高めるために、平成24年5月24日に東京証券取引所市場第二部に上場をいたしました。今後も、当社グループの経営理念である「七つの理念」の下に、「当社グループの更なる信頼性向上」と「ERIブランドの確立」へむけた取り組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成24年5月31日現在）

当社グループは、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品確法）に基づく検査・評価業務を主たる事業とし、その他建築物の検査業務及びこれに付帯する一切の業務を営んでおります。

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

① 確認検査事業

当社は、建築基準法に基づく建築物の確認検査機関※1として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。

② 住宅性能評価及び関連事業

当社は、住宅品確法に基づく住宅性能評価機関※2として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、住宅エコポイント制度に係る証明業務を行っております。

③ その他

当社において、住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、建築物の構造計算適合性判定※3、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務※4、建築物の型式適合認定※5、住宅型式性能認定※6、特別評価方法認定のための評価として試験業務※7、住宅省エネラベルの審査※8、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく建築物調査※8、耐震診断・耐震改修計画の判定などを行っております。

株式会社E R Iソリューション（子会社）において、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業（エンジニアリング・レポートの作成）、インスペクション事業として既存住宅の評価業務、非破壊検査、法定定期調査、省エネ・環境関連事業（CASBEE認証、土壌汚染調査※9など）、建築資金支払管理（すまいと事業）などを行っております。

株式会社E R Iアカデミー（子会社）において、建築士定期講習※10、建築基準適合判定資格者検定の受験講座、建築技術者向けセミナーを実施しております。

※1 指定確認検査機関（国土交通大臣第5号）

※2 登録住宅性能評価機関（国土交通大臣第5号）

※3 指定構造計算適合性判定機関（各知事指定）

※4 指定性能評価機関（国土交通大臣第10号）

※5 指定認定機関（国土交通大臣第7号）

※6 登録住宅型式性能認定等機関（国土交通大臣第7号）

※7 登録試験機関（国土交通大臣第6号）

※8 登録建築物調査機関（国土交通大臣第1号）

※9 指定調査機関（環境大臣環2010-3-14）

※10 登録講習機関（国土交通大臣一級建築士定期講習第9号、二級建築士定期講習第8号）

(6) 主要な営業所（平成24年5月31日現在）

- ① 本社 東京都港区
- ② 支店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	北海道札幌市中央区	静岡支店	静岡県静岡市駿河区
盛岡支店	岩手県盛岡市	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区	京都支店	京都府京都市中京区
つくば支店	茨城県つくば市	大阪支店	大阪府大阪市中央区
宇都宮支店	栃木県宇都宮市	神戸支店	兵庫県神戸市中央区
高崎支店	群馬県高崎市	岡山支店	岡山県岡山市北区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区	広島支店	広島県広島市中区
千葉支店	千葉県千葉市中央区	高松支店	香川県高松市
東京支店	東京都中央区	松山支店	愛媛県松山市
立川支店	東京都立川市	福岡支店	福岡県福岡市博多区
横浜支店	神奈川県横浜市西区	北九州支店	福岡県北九州市小倉北区
新潟支店	新潟県新潟市中央区	長崎支店	長崎県長崎市
金沢支店	石川県金沢市	熊本支店	熊本県熊本市中央区
長野支店	長野県長野市	大分支店	大分県大分市
松本支店	長野県松本市		

(注) 平成24年6月1日付で山口支店を開設いたしました。

③ 子会社

株式会社E R I ソリューション 東京都港区
株式会社E R I アカデミー 東京都港区

(7) 使用人の状況（平成24年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
858 (80) 名	69名増（4名増）

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）の年間平均人員数を（ ）内に記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
825 (80) 名	63名増（4名増）	48歳6ヵ月	4年11ヵ月

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）の年間平均人員数を（ ）内に記載しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 重要な訴訟事件等

イ. 平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有権者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金14億818万9,644円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合の金員）を支払う判決を受けました。当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴し、現在係争中であります。

ロ. 平成21年11月5日付にて、有限会社クレールベイサイドイタリア村から、当社他、設計事務所2社、建設会社2社、及びインテリア会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額9億9,991万7,770円及び、これに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合の金員）を東京地方裁判所において提訴され、現在、名古屋地方裁判所において係争中であります。

ハ. 平成22年6月22日付にて、医療法人ワカサ会から、当社他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額20億3,921万6,822円及び、内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合の金員）を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。

ニ. 平成21年4月27日付にて、株式会社日本リートから提訴されていた、当社、設計事務所及び建築士等を被告とする損害賠償請求訴訟について、平成24年3月29日に大阪地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社に対する請求は全て棄却されたため、原告は当該判決を不服として、平成24年4月13日に当社に対し控訴を提起し（賠償請求金額4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合の金員）、現在、大阪高等裁判所において係争中であります。

当社といたしましては、いずれの訴訟においても損害賠償請求を受けるべき点はないものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し争っていく方針です。

② 東京証券取引所市場第二部上場及び大阪証券取引所JASDAQ市場上場廃止

当社は、平成24年5月24日に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。これに伴い、株式売買の集約及び重複上場による管理コストの軽減を図ることを目的として、平成24年7月28日付をもって大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）での上場は廃止いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,500,000株
- ② 発行済株式の総数 7,790,100株
- ③ 株主数 3,098名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 崇 英	682,900株	8.8%
日 本 E R I 従 業 員 持 株 会	673,500	8.6
ミ サ ワ ホ ー ム 株 式 会 社	351,000	4.5
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社	351,000	4.5
パ ナ ホ ー ム 株 式 会 社	351,000	4.5
三 井 ホ ー ム 株 式 会 社	351,000	4.5
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	351,000	4.5
中 澤 芳 樹	266,800	3.4
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	240,000	3.1
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	120,000	1.5

⑤ その他の株式に関する重要な事項

当社は平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成24年5月31日現在)

平成15年6月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
60個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
36,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 160,000円（1株当たり 267円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年6月19日から平成25年6月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。
 - c. その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	60個	36,000株	2名
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

(注) 平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)が調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 崇 英	一般社団法人住宅性能評価・表示協会 代表理事 一般財団法人建築行政情報センター 理事
代表取締役社長	中 澤 芳 樹	株式会社E R I ソリューション 取締役
常務取締役	馬 野 俊 彦	住宅評価本部長 株式会社E R I ソリューション 取締役
常務取締役	増 田 明 世	ソリューション事業部長 株式会社E R I ソリューション 代表取締役社長
取締役	横 瀬 弘 明	経営管理本部長兼人事部長
取締役	金 澤 秀 一	確認検査本部長
取締役	堂 山 俊 介	住宅評価本部副本部長兼評価企画部長
取締役	深 田 良 雄	評定部長
取締役	此 川 和 夫	経営企画部長 株式会社E R I アカデミー 取締役
常勤監査役	大 塚 和 彦	株式会社E R I ソリューション 監査役
監査役	町 田 昇	
監査役	山 宮 慎一郎	弁護士
監査役	太 田 裕 士	公認会計士 太田裕士事務所代表

- (注) 1. 常勤監査役大塚和彦氏は、長年にわたり当社他の経理財務部門の責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役山宮慎一郎氏及び監査役太田裕士氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役太田裕士氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山宮慎一郎氏及び監査役太田裕士氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (一)	176,770千円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	29,040 (8,100)
合 計	13	205,810

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月24日開催の第5回定時株主総会において年額400,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月20日開催の第3回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 監査役山宮慎一郎氏は、ビングラム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役太田裕士氏は、東陽監査法人及び公認会計士太田裕士事務所の公認会計士であります。同監査法人及び同事務所と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 山 宮 慎一郎	17回	94%	13回	93%
監査役 太 田 裕 士	18	100	14	100

- ・ 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役山宮慎一郎氏は、主に弁護士としての専門的見地から法律上の事業リスクやコンプライアンス体制等について助言・提言を行っております。

監査役太田裕士氏は、主に公認会計士としての専門的見地から財務・会計等について助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である上場に係るアドバイザー業務を委託し対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20,000千円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「倫理に関する規定」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。

ロ. コンプライアンス担当役員を置き、経営企画部をコンプライアンス担当部とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部からの補佐や社長の下に設置されたコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。

ハ. 内部監査を所管する監査部の陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、監査結果は経営会議において報告をする。

ニ. 役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の保存及び管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」及び「稟議規程」に従う。

保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「緊急事態対策規程」に基づき各部門への浸透を図る。

各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業本部の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「倫理に関する規定」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。
子会社管理の担当部署は経営企画部とし、「関係会社規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
監査部は「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査部所属員に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。
該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、監査役に報告する。
また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、また監査部との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

平素より、警察、顧問弁護士との連絡を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、継続的に配当を行うことを基本方針としており、業績を勘案しながら連結配当性向30%程度を確保することを目処に株主への利益還元を行ってゆく所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当期の配当につきましては、平成24年1月31日に中間配当として1株当たり14円を実施しており、期末配当16円と合計で1株当たり30円の年間配当とさせていただきます。

なお、内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,303,054	流動負債	1,871,305
現金及び預金	1,302,673	未払金	250,092
売掛金	421,655	未払費用	573,958
仕掛品	293,621	未払法人税等	355,672
繰延税金資産	209,477	前受金	625,081
その他	79,426	その他	66,500
貸倒引当金	△3,800	固定負債	231,655
固定資産	1,969,887	退職給付引当金	107,455
有形固定資産	81,859	長期未払金	124,200
建物	40,293	負債合計	2,102,960
工具器具備品	41,566	純資産の部	
無形固定資産	39,780	株主資本	2,137,692
ソフトウェア	15,215	資本金	984,540
ソフトウェア仮勘定	24,130	資本剰余金	18,060
その他	434	利益剰余金	1,135,091
投資その他の資産	1,848,247	新株予約権	32,289
投資有価証券	200,538		
差入保証金	361,091		
供託金	1,196,980		
繰延税金資産	42,162		
その他	48,000		
貸倒引当金	△525	純資産合計	2,169,981
資産合計	4,272,942	負債・純資産合計	4,272,942

連結損益計算書

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,289,002
売 上 原 価		7,792,627
売 上 総 利 益		3,496,374
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,176,743
営 業 利 益		1,319,631
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,227	
受 取 保 険 配 当 金	5,929	
受 取 手 数 料	4,568	
雑 収 入	3,429	17,155
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,330	
上 場 関 連 費 用	20,000	
雑 損 失	1,753	26,084
経 常 利 益		1,310,702
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	52	52
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,310,650
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	561,107	
法 人 税 等 調 整 額	47,294	608,401
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		702,248
当 期 純 利 益		702,248

連結株主資本等変動計算書

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当 期 首 残 高	979,246	12,766	655,854	1,647,867	35,282	1,683,150
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	5,294	5,294		10,588		10,588
剰 余 金 の 配 当			△223,011	△223,011		△223,011
当 期 純 利 益			702,248	702,248		702,248
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△2,993	△2,993
当 期 変 動 額 合 計	5,294	5,294	479,236	489,825	△2,993	486,831
当 期 末 残 高	984,540	18,060	1,135,091	2,137,692	32,289	2,169,981

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社E R Iソリューション
株式会社E R Iアカデミー

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～22年

工具器具備品 3年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 退職給付引当金

当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

3. 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」（当連結会計年度末14,201千円）は、金額の重要性が減少したため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 99,199千円
 (2) 偶発債務
 (重要な訴訟事件)

平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有権者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合による金員）を支払う判決を受けました。

当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴しております。

なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年2月3日に1,196,980千円を供託しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,912株	7,764,188株	—	7,790,100株

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成23年6月1日付での1株につき300株の株式分割による増加7,747,688株、ストック・オプションの行使による増加16,500株であります。

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年7月12日取締役会	普通株式	114,012	4,400	平成23年5月31日	平成23年7月29日
平成23年12月28日取締役会	普通株式	108,998	14	平成23年11月30日	平成24年1月31日

(注) 平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年7月10日取締役会	普通株式	剰余金	124,641	16	平成24年5月31日	平成24年7月31日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成15年6月18日開催 取締役会決議分	平成19年7月10日開催 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	同左
目的となる株式の数	36,000株	106,800株
新株予約権の数	60個	356個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、借入金は全て短期借入金であります。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2. 参照）

	連結貸借対照表 計上額(※) (千円)	時価(※) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,302,673	1,302,673	—
(2) 売掛金	421,655	421,655	—
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	200,538	195,714	△4,824
(4) 未払金	(250,092)	(250,092)	—
(5) 未払法人税等	(355,672)	(355,672)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未払金、及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(※) (千円)
差入保証金 (* 1)	361,091
供託金 (* 2)	1,196,980
長期未払金 (* 3)	(124,200)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 1) 市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 強制執行停止のために供託しているものであり、償還予定時期を見積ることができず、時価を把握することが困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

(* 3) 役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 274円41銭

(2) 1株当たり当期純利益額 90円21銭

(注) 当社は、平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

8. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年5月31日まで	40.5%
平成24年6月1日から平成27年5月31日	37.8%
平成27年6月1日以降	35.4%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が18,342千円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額の金額が18,342千円増加しております。

貸借対照表

(平成24年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,177,242	流動負債	1,852,475
現金及び預金	1,161,652	未払金	246,390
売掛金	408,126	未払費用	573,958
仕掛品	284,416	未払法人税等	351,463
前払費用	68,809	前受金	619,084
繰延税金資産	206,300	預り金	47,217
その他	51,737	その他	14,361
貸倒引当金	△3,800	固定負債	231,655
固定資産	2,095,742	退職給付引当金	107,455
有形固定資産	79,370	長期未払金	124,200
建物	40,293	負債合計	2,084,130
工具器具備品	39,077	純資産の部	
無形固定資産	39,752	株主資本	2,156,564
ソフトウェア	15,215	資本金	984,540
ソフトウェア仮勘定	24,130	資本剰余金	18,060
電話加入権	406	資本準備金	18,060
投資その他の資産	1,976,619	利益剰余金	1,153,962
投資有価証券	200,538	利益準備金	28,759
関係会社株式	128,372	その他利益剰余金	1,125,203
差入保証金	361,091	繰越利益剰余金	1,125,203
長期前払費用	11,613	新株予約権	32,289
供託金	1,196,980		
繰延税金資産	42,162		
その他	36,386		
貸倒引当金	△525		
		純資産合計	2,188,853
資産合計	4,272,984	負債・純資産合計	4,272,984

損 益 計 算 書

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,078,770
売 上 原 価		7,645,844
売 上 総 利 益		3,432,926
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,100,637
営 業 利 益		1,332,289
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	469	
有 価 証 券 利 息	2,736	
受 取 保 険 配 当 金	5,929	
受 取 手 数 料	4,568	
雑 収 入	3,400	17,104
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,330	
上 場 関 連 費 用	20,000	
雑 損 失	1,592	25,922
経 常 利 益		1,323,471
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	52	52
税 引 前 当 期 純 利 益		1,323,418
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	556,040	
法 人 税 等 調 整 額	47,844	603,884
当 期 純 利 益		719,534

株主資本等変動計算書

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	979,246	12,766	12,766
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	5,294	5,294	5,294
剰 余 金 の 配 当			
利 益 準 備 金 の 積 立			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	5,294	5,294	5,294
当 期 末 残 高	984,540	18,060	18,060

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本 合計		
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	6,458	650,981	657,439	1,649,452	35,282	1,684,735
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				10,588		10,588
剰 余 金 の 配 当		△223,011	△223,011	△223,011		△223,011
利 益 準 備 金 の 積 立	22,301	△22,301	—	—		—
当 期 純 利 益		719,534	719,534	719,534		719,534
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△2,993	△2,993
当 期 変 動 額 合 計	22,301	474,222	496,523	507,111	△2,993	504,118
当 期 末 残 高	28,759	1,125,203	1,153,962	2,156,564	32,289	2,188,853

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

ロ. 子会社株式

② たな卸資産

仕掛品

償却原価法（定額法）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～22年

工具器具備品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」（当事業年度末9,962千円）は、金額的重要性が減少したため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 98,720千円

(2) 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

短期金銭債権 40,901千円

短期金銭債務 131千円

(3) 偶発債務

(重要な訴訟事件)

平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有権者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合による金員）を支払う判決を受けました。

当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴しております。

なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年2月3日に1,196,980千円を供託しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 15,268千円

営業費用 19,334千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当ありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	25,296千円
未払賞与	152,260千円
退職給付引当金	40,257千円
長期未払金	43,966千円
その他	71,808千円
小計	333,590千円
評価性引当額	△85,127千円
繰延税金資産合計	248,463千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	3,766千円	3,609千円	157千円
合計	3,766千円	3,609千円	157千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	175千円
1年超	—千円
合計	175千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ERIソリューション	(所有)直接100.0	役員兼任他	増資の引受(注)2	65,000	—	—

(注) 1 上記金額の取引金額には消費税は含まれておりません。

2 株式会社ERIソリューションの行った増資を当社が1株につき50,000円で引受けたものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 276円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益額 | 92円43銭 |

(注) 平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。

11. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年5月31日まで	40.5%
平成24年6月1日から平成27年5月31日	37.8%
平成27年6月1日以降	35.4%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が18,134千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が18,134千円増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年7月26日

日本E R I 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本E R I株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本E R I株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 7月26日

日本E R I株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本E R I株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成24年8月3日

日本E R I株式会社
代表取締役社長 中澤 芳樹 殿

日本E R I株式会社 監査役会

常勤監査役 大塚 和彦 ㊟

監査役 町田 昇 ㊟

監査役 山宮 慎一郎 ㊟

監査役 太田 裕士 ㊟

当監査役会は、平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、平成23年度（第13期事業年度）監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査部等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を確認いたしました。子会社については、子会社の役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 山宮慎一郎及び太田裕士の両監査役は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、更なる経営基盤強化のため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	すずき たかひで 鈴木 崇英 (昭和17年6月7日)	平成11年11月 当社設立、代表取締役会長 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成14年11月 当社取締役会長 平成16年2月 当社代表取締役社長 平成20年12月 一般社団法人住宅性能評価・表示協会 代表理事（現任） 平成21年4月 一般財団法人建築行政情報センター 理 事（現任） 平成21年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	682,900株
2	なかざわ よしき 中澤 芳樹 (昭和26年5月5日)	平成12年4月 当社入社、業務・開発部長 平成12年5月 当社取締役業務・開発部長 平成13年5月 当社常務取締役経営企画部長 平成14年11月 当社代表取締役社長 平成16年2月 当社代表取締役副社長住宅評価本部長 平成16年5月 日本住宅ワランティ株式会社（現株式 会社E R I ソリューション）取締役 （現任） 平成18年4月 当社代表取締役副社長経営管理本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長経営管理本部長 平成21年8月 当社代表取締役社長 現在に至る	266,800株
3	うま の としひこ 馬野 俊彦 (昭和39年3月15日)	平成14年1月 当社入社 平成14年5月 日本住宅ワランティ株式会社（現株式 会社E R I ソリューション）取締役 （現任） 平成14年11月 当社執行役員経営企画部長 平成15年4月 当社上級執行役員経営企画部長 平成17年6月 当社取締役経営企画部長 平成18年6月 当社取締役経営企画部長兼人事部長 平成18年7月 当社取締役経営企画部長 平成21年6月 当社常務取締役経営企画部長 平成21年8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営 企画部長 平成22年8月 当社常務取締役住宅評価本部長 現在に至る	22,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ますだ あきよ 増田明世 (昭和33年7月28日)	平成15年4月 当社入社、業務・開発部長 平成15年7月 当社執行役員業務・開発部長 平成16年2月 当社執行役員ソリューション事業部長 平成16年5月 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社E R I ソリューション) 代表取締役社長(現任) 平成17年6月 当社取締役ソリューション事業部長 平成18年5月 当社取締役 平成19年5月 当社取締役ソリューション事業部長 平成23年8月 当社常務取締役ソリューション事業部長 現在に至る	14,600株
5	よこせ ひろあき 横瀬弘明 (昭和30年12月16日)	平成19年1月 当社入社、執行役員人事部長 平成20年4月 当社上級執行役員人事部長 平成21年8月 当社取締役人事部長 平成22年2月 当社取締役人事部長兼総務部長 平成22年8月 当社取締役経営管理本部長兼人事部長兼総務部長 平成23年5月 当社取締役経営管理本部長兼人事部長 現在に至る	4,500株
6	かなざわ ひでいち 金澤秀一 (昭和25年3月9日)	平成22年4月 当社入社、上級執行役員確認検査本部副本部長 平成22年8月 当社取締役確認検査本部長 現在に至る	1,000株
7	どうやま しゅんすけ 堂山俊介 (昭和33年4月4日)	平成14年2月 当社入社 平成19年4月 当社住宅評価部長 平成20年4月 当社住宅評価本部副本部長兼住宅評価部長兼評価企画部長 平成22年4月 当社執行役員住宅評価本部副本部長兼住宅評価部長兼評価企画部長 平成22年8月 当社取締役住宅評価本部副本部長兼住宅評価部長兼評価企画部長 平成23年10月 当社取締役住宅評価本部副本部長兼評価企画部長 現在に至る	2,000株
8	ふかだ よしお 深田良雄 (昭和22年6月25日)	平成19年7月 当社入社、執行役員評定部長 平成22年8月 当社取締役評定部長 現在に至る	2,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	このかわ かず お 此川和夫 (昭和29年7月21日)	平成14年7月 当社入社 平成18年4月 当社確認企画部長 平成20年10月 当社執行役員確認企画部長 平成22年3月 株式会社E R I アカデミー取締役 平成22年8月 当社上級執行役員経営企画部長 平成22年8月 株式会社E R I アカデミー代表取締役社長 平成23年8月 当社取締役経営企画部長 平成24年4月 株式会社E R I アカデミー取締役(現任) 現在に至る	7,800株
10	うちだ かずなり 内田和成 (昭和26年10月31日)	昭和49年4月 日本航空株式会社入社 昭和60年1月 ポストンコンサルティンググループ入社 平成12年6月 同社日本代表 平成18年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授(現任) 平成18年4月 サントリー株式会社社外監査役 平成19年4月 早稲田大学ビジネススクール教授(現任) 平成24年2月 キューピー株式会社社外監査役(現任) 平成24年6月 三井倉庫株式会社社外取締役(現任) 平成24年6月 ライフネット生命保険株式会社社外取締役(現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者の中澤芳樹氏は、株式会社E R I ソリューションの取締役を兼務し、当社は同社との間に検査受託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者の馬野俊彦氏は、株式会社E R I ソリューションの取締役を兼務し、当社は同社との間に検査受託等の取引関係があります。
3. 取締役候補者の増田明世氏は、株式会社E R I ソリューションの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に検査受託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者の此川和夫氏は、株式会社E R I アカデミーの取締役を兼務し、当社は同社との間に講師派遣等の取引関係があります。
5. 内田和成氏は、社外取締役候補者及び新任取締役候補者であります。
6. 同氏は、ポストンコンサルティンググループ日本代表を務められた他、企業経営者として高度の専門知識及び幅広い知見を有しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
9. 所有する当社の株式数は平成24年5月31日現在のものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役太田裕士氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

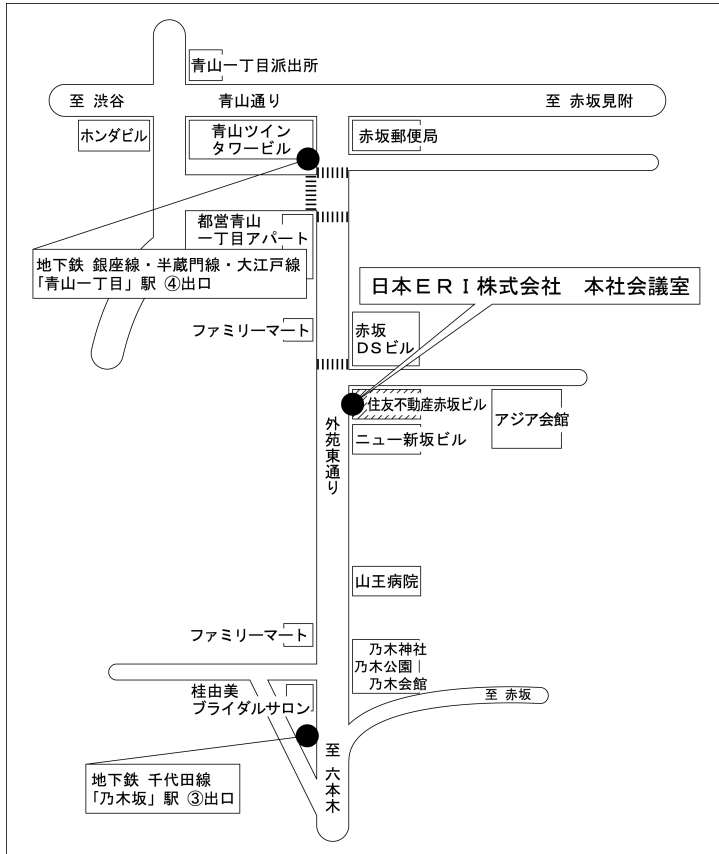
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
おおたひろし 太田裕士 (昭和45年10月3日)	平成13年9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成18年1月 ジェイ・ブリッジ株式会社(現アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社)入社 平成18年11月 公認会計士太田裕士事務所設立(現任) 平成19年6月 当社監査役 平成21年5月 東陽監査法人社員(現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田裕士氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、公認会計士としての専門的な知見並びに企業会計に関する豊富な経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって5年2ヶ月となります。
3. 同氏は、当社と会計監査契約を締結しております「有限責任あずさ監査法人」に、平成17年11月迄在籍し、監査に従事しておりました。
4. 同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。本総会において同氏の選任が承認された場合は、本契約は継続となります。
5. 当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂八丁目10番24号
住友不動産赤坂ビル1階本社会議室
電話 03-3796-0223



- 交通／◇地下鉄銀座線 青山一丁目駅（4番）より、乃木坂方面へ徒歩5分
 ◇地下鉄半蔵門線 青山一丁目駅（4番）より、乃木坂方面へ徒歩5分
 ◇地下鉄大江戸線 青山一丁目駅（4番）より、乃木坂方面へ徒歩5分
 ◇地下鉄千代田線 乃木坂駅（3番）より、徒歩6分